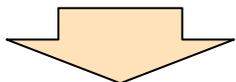


利用者負担 (参考資料)

利用者負担の見直し

原則

サービス費用の1割
(定率負担)



所得段階に応じた
月額上限

(低所得者は0円、15,000円、
24,600円、一般は37,200円)



食費、
光熱水費
(実費負担)

考え方

新たなサービス利用者が急速に増えている中で、今後さらにサービス量を拡大していくための費用を、障害のある方も含め、皆で支え合う

障害福祉サービスの利用者負担全体図(緊急措置後)

施設に入所している
場合(20歳以上)

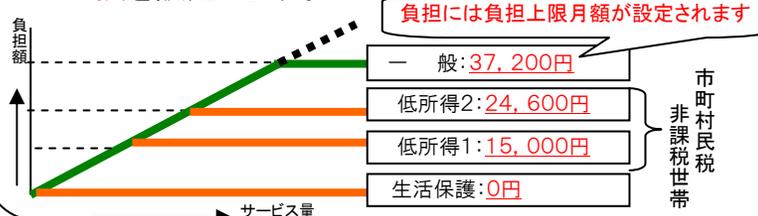
グループホーム等を
利用している場合

施設に入所している
場合(20歳未満)

通所サービス
を使う場合

ホームヘルプサービス
等を使う場合

① 原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、**上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。**



- 一般・市町村民税課税世帯
- 低所得2・市町村民税非課税世帯
(世帯3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)
- 低所得1・市町村民税非課税世帯で障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方

☆所得を判断する「世帯」の範囲について平成20年7月以降、**本人と配偶者の収入**となります。

サービスについての費用

② さらに、収入に応じて個別に減免します(資産が500万円以下の方)。

- ・収入が6.6万円までなら負担は0円です。
- ・収入が6.6万円を超えても、**超えた収入の半分を上限額**とします。
- ・さらに、グループホーム等の入居者については、6.6万円を超えた**収入が年金や工賃等の収入であれば**、超えた分の15%を上限額とします。
- ※工賃について一定の控除有り。(年間28.8万円程度)

③ さらに、所得区分に応じて、①の上限額を4分の1にします(資産が、**単身の場合500万円、配偶者同居の場合は1,000万円以下の方**)。

- ・低所得1: 15,000円→3,500円
- ・低所得2: 24,600円→6,000円
- ・一般(所得割28万円未満世帯): 37,200円→9,300円

④ さらに、所得区分に応じて、①の上限額を4分の1のさらに半分程度にします。(資産が、**単身の場合500万円、配偶者同居の場合は1,000万円以下の方**)。

- ・低所得1: 15,000円→1,500円
- ・低所得2: 24,600円→3,000円
(通所サービスのみを利用する場合24,600円→1,500円)
- ・一般(所得割16万円未満世帯(年間収入600万円程度の方)): 37,200円→9,300円
- ※障害児の場合: 所得割28万円未満世帯(年間収入890万円程度): 37,200円→4,600円

⑤ さらに、利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、**生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。**

⑥ 同じ世帯で他にも障害福祉サービスを受けている方、介護保険のサービスを併せて受けている方がいれば、その合算額が①を超えないように負担額を軽減します。

⑦ 収入が低い場合
サービスの利用者負担と食費等実費負担をしても、**少なくとも2.5万円が手元に残るよう**、実費負担額を軽減しています。
※工賃について一定の控除有り。(年間28.8万円程度)

食費・光熱水費

※ 従前からグループホームでの食費等は自己負担していただいておりますが、通所サービスを利用された場合は、**⑨の減額措置が適用**されます。

⑧ 保護者の方の収入に応じて...
子育て支援の観点から、負担が重くならないよう、実費負担額を軽減しています。

⑨ 世帯の所得が一定以下の場合...
食費負担額を**3分の1に減額**します(月22日利用の場合5,100円程度の負担)。

負担能力に応じて限度額を設定した上で、利用者の1割負担を基本とし、国民全体で制度を支えることとしますが、併せてきめ細やかな軽減措置を講じます。

実費全額の自己負担を原則としますが、各種の軽減措置を講じます。

定率負担の個別減免について (②について)

○ 入所施設（20歳以上）、グループホーム等の利用者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施。【平成21年3月31日までの時限措置】

【対象】

預貯金等の資産が500万円以下かつ低所得1又は2である入所施設（20歳以上）、グループホーム等の利用者。

【内容】

利用者負担の額	施設入所者	グループホーム・ケアホーム等利用者
収入が6.6万円までの場合	0円	
収入が6.6万円を超える場合	6.6万円を超える額の50%	6.6万円を超える額の50% 但し、工賃等の収入については、3,000円を控除した上で、6.6万円を超える額の15%。なお、超える額が4万円を超える場合は、4万円を超える額の50%を加算。

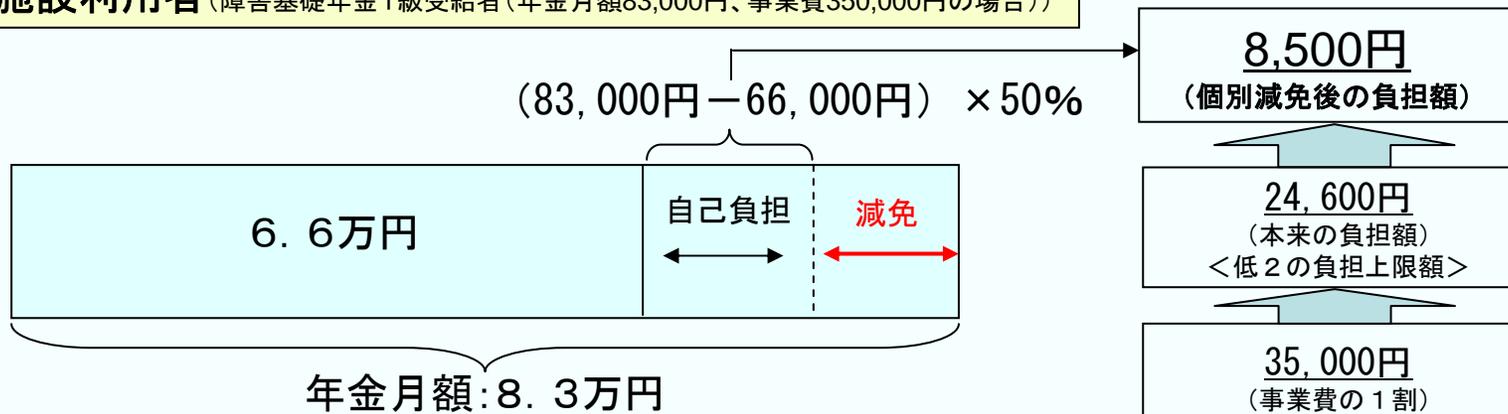
(※ 工賃収入については年額28.8万円までは収入から控除して計算。)

個別減免を実施する際の収入認定については、入所する施設において、施設入所者の収入を把握することができることから、利用者の総収入とすることとしている。(心身扶養共済の給付金を含む)

ただし、以下についてはその目的等から収入に算入しないこととしている。

- ① 家賃補助・医療費補助・児童手当等、国・地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給される特定目的収入
- ② 税金・社会保険料等の必要経費
- ③ 工賃等の就労収入(月2.4万円及びその超える額の30%相当額まで)

(例) 入所施設利用者 (障害基礎年金1級受給者(年金月額83,000円、事業費350,000円の場合))

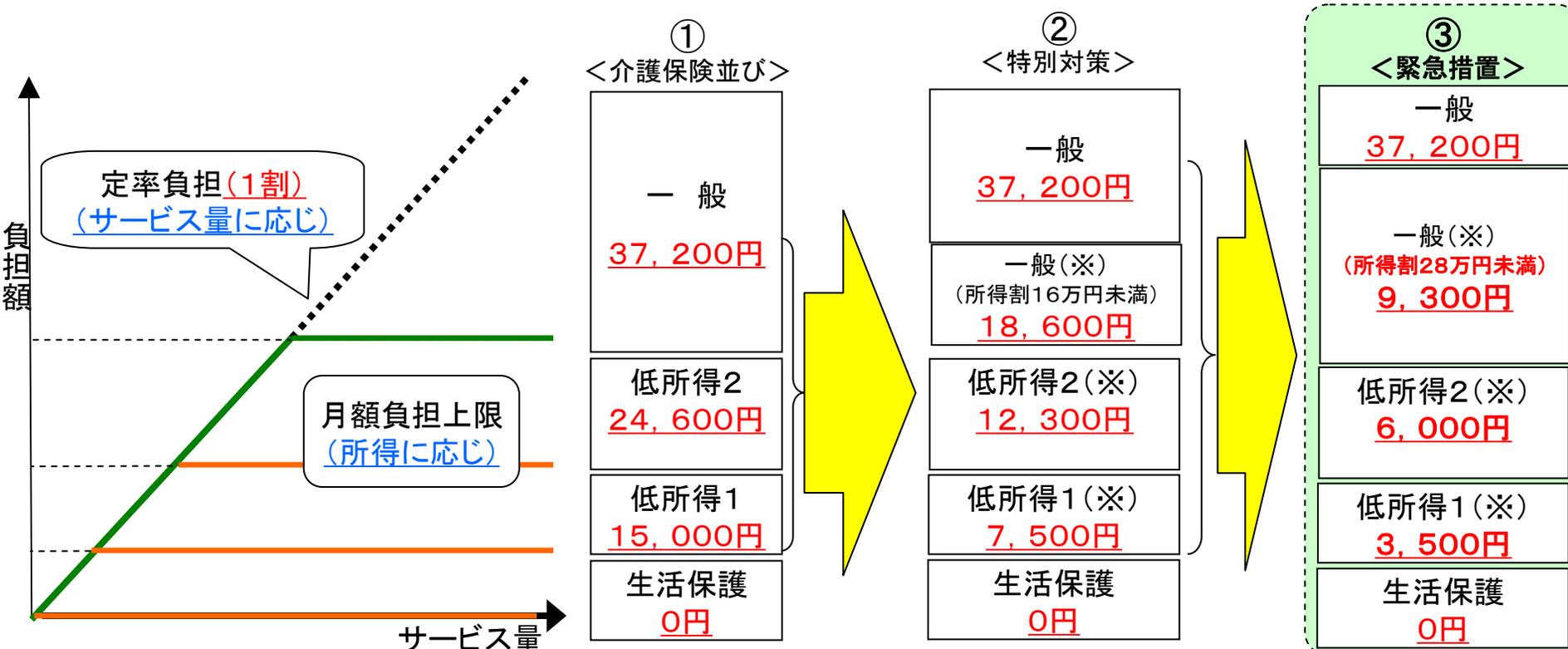


所得段階に応じた負担限度額の設定(③について)

障害児

(入所サービスの場合)

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を1/2に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)



(1) 一般:市町村民税課税世帯

(2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)

(3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、障害児の保護者の年収が80万円以下の方

(4) 生活保護:生活保護世帯

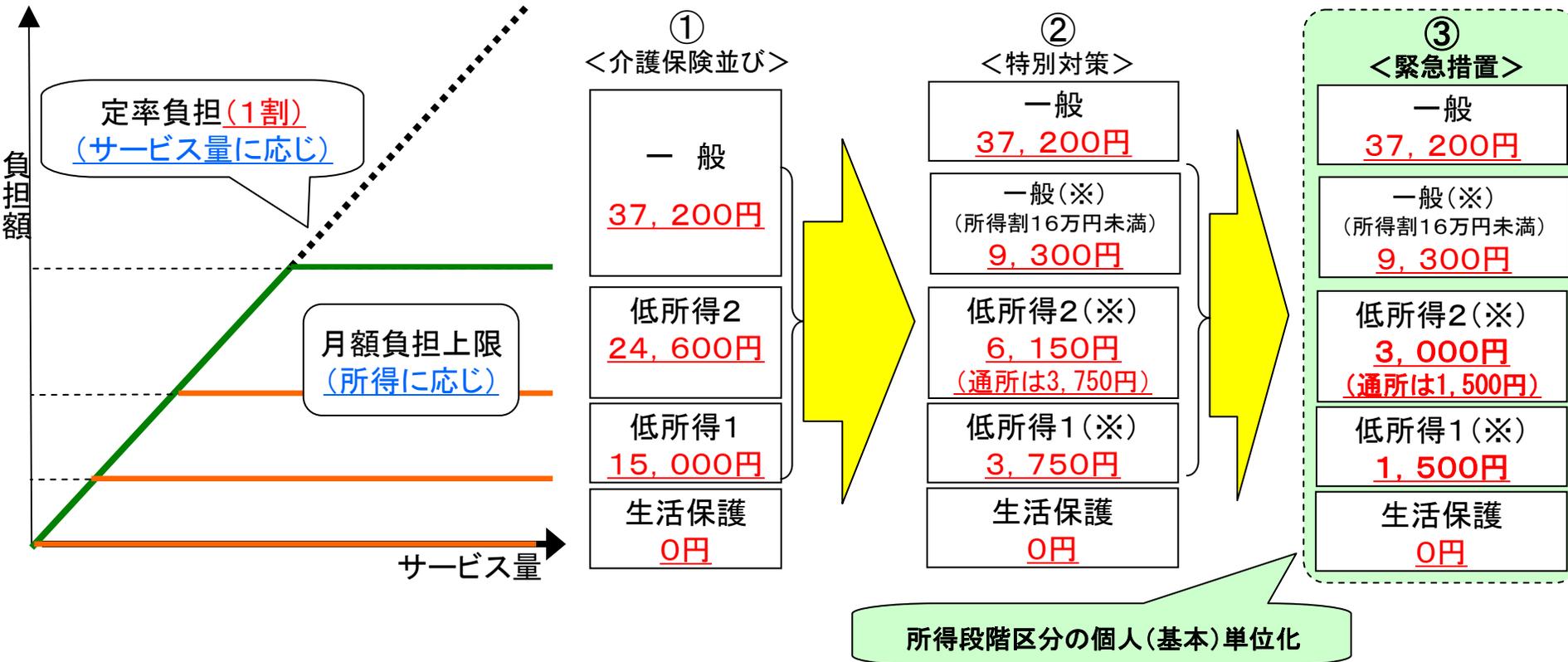
(※)資産要件有り

所得段階に応じた負担限度額の設定(④について)

障害者

(居宅・通所サービスの場合)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(②の限度額を更に軽減。)



- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

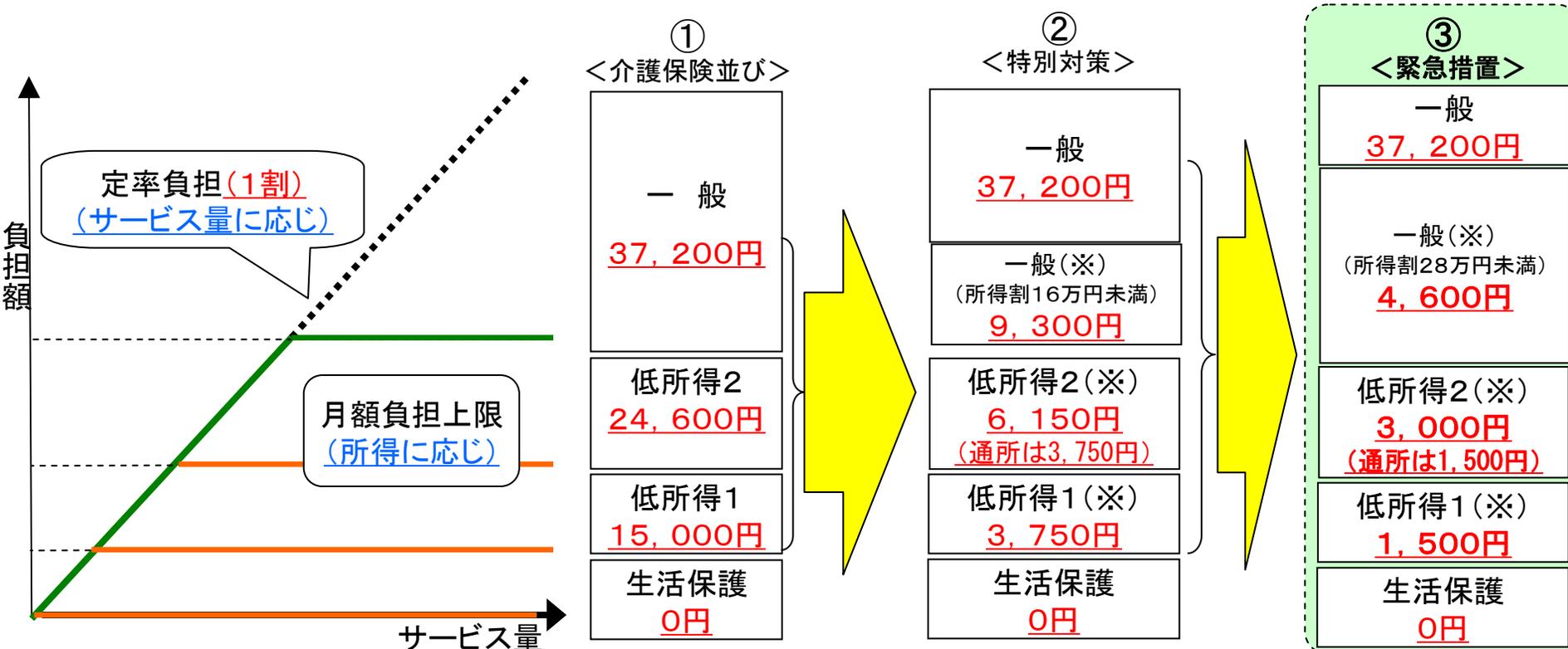
(※)資産要件有り

所得段階に応じた負担限度額の設定(④について)

障害児

(居宅・通所サービスの場合)

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)



(1) 一般:市町村民税課税世帯

(2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)

(3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、障害児の保護者の年収が80万円以下の方

(4) 生活保護:生活保護世帯

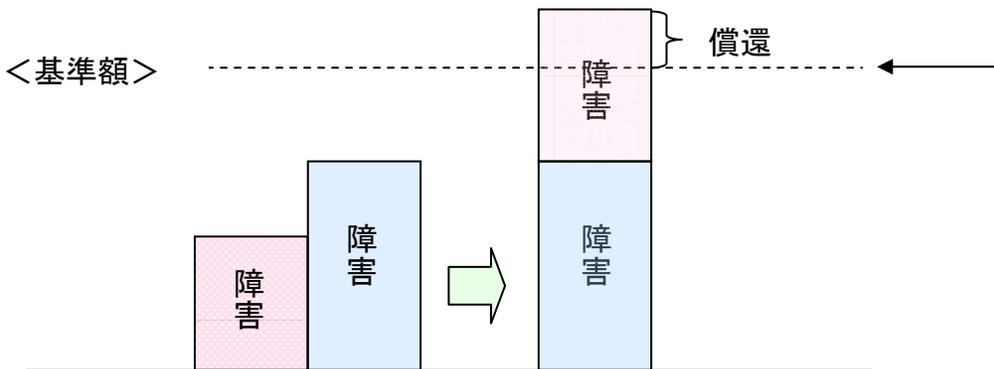
(※)資産要件有り

高額障害福祉サービス費について(⑥について)

○「高額障害福祉サービス費」は、次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度。合算対象となる費用は、以下の3種類とされている。

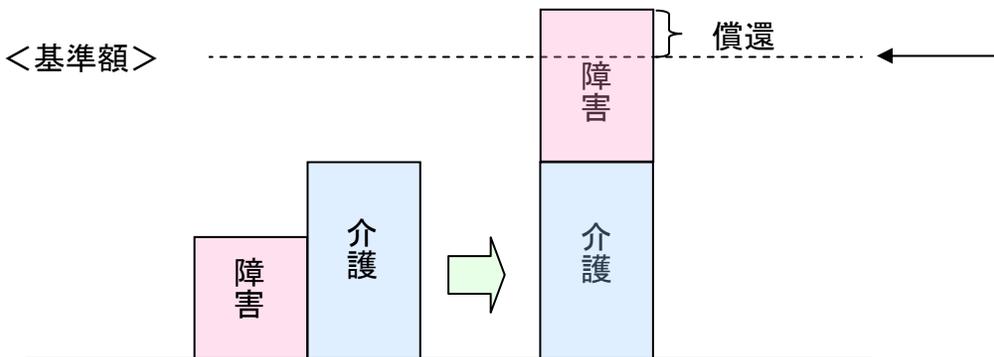
- ①同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用、
- ②障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用、
- ③同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスに係る費用

<例1:同一世帯に障害福祉サービスを利用する障害者が複数人いる場合>



区分	基準額
1. 市町村民税課税世帯	37,200円
2. 市町村民税非課税世帯	24,600円
3. 生活保護世帯	0円

<例2:同一人が障害福祉と介護保険のサービスを利用している場合>



区分	基準額
1. 市町村民税課税世帯	37,200円
2. 市町村民税非課税世帯(3. 以外)	24,600円
3. 市町村民税非課税世帯に属する者のうち本人の年収が80万円以下である者	15,000円
4. 生活保護世帯	0円

補足給付について（⑦及び⑧について）

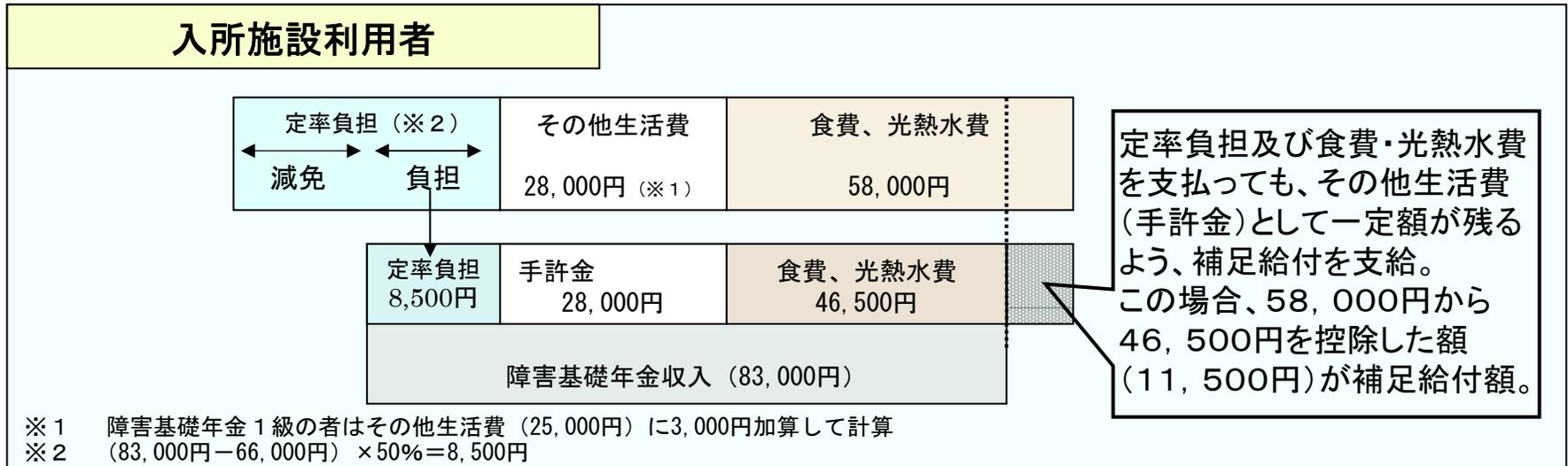
○ 20歳以上の施設入所者であって市町村民税非課税者である者及び20歳未満の施設入所者に対して、食費・光熱水費等の実費部分に係る軽減措置（特定障害者特別給付費の給付（補足給付））を実施。

（1）20歳以上の施設入所者であって市町村民税非課税者に対する補足給付について

【内容】

- ・ 食費や光熱水費以外の「その他の生活費」として一定の額が残るように、食費、光熱水費について給付費を支給。
- ・ 「その他生活費」の額については、2.5万円とする。
ただし、60歳以上の者等は3～5千円を加算（2.8～3万円）。
例えば、障害基礎年金1級受給者は2.8万円となっている。

【例】入所施設利用者（障害基礎年金1級受給者（年金月額83,000円、事業費350,000円の場合））



（※ グループホーム等の利用者については適用対象外）8

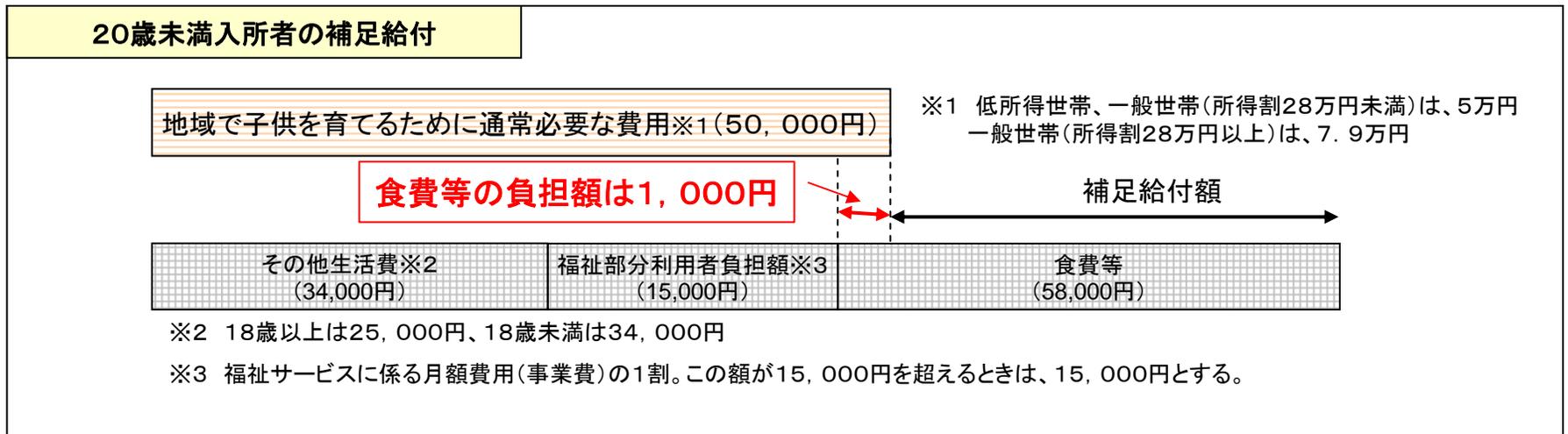
補足給付について（⑦及び⑧について）

(2) 20歳未満の施設入所者に対する補足給付について

【内容】

- ・ 収入のない20歳未満の入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用（収入階層別の家計における平均的な一人あたり支出）の負担となるように補足給付を行う。
- ・ 収入階層別の家計における平均的な一人あたりの支出額は、
 - 市町村民税所得割課税世帯であって、所得割の額が28万円以上の場合・・・7.9万円
 - 上記以外の場合・・・5万円
- ・ 「その他生活費」の額については、2.5万円とする。
ただし、18歳未満の場合には教育費として9千円を加算（3.4万円）。

【例】 知的障害児施設利用者（平均事業費：18.6万円）、一般世帯（所得割28万円未満）の場合



日中活動系サービスにおける食費軽減措置について(⑨について)

○ 障害者自立支援法においては、日中活動系サービス、ショートステイについては、定率負担のほか、食費を原則として全額自己負担としている。

※ 支援費制度におけるショートステイ、デイサービスは、食費のうち食材料費は自己負担であった。

○ このため、施行後の3年間(平成21年3月31日までの間)、通所施設を利用する低所得者(所得区分が生活保護、低所得1、低所得2である者)及び一般世帯のうち市町村民税所得割の額が16万円未満の者について、食費のうち人件費相当分(1日42単位=約420円)をサービス提供事業所等に支給し、利用者の食費負担額が食材料費のみの負担となるよう減額措置を講じている。

<参考> 軽減措置実施後の概ねの食費の負担額(日中活動系サービスの場合)

食費(約14,300円/月)



公費による補填
(報酬上の評価)

利用者の負担
(約5,060円/月)

- ・ 予算上の想定している食費負担額は約650円/日の単価であり、うち約230円/日が食材料費、約420円/日が人件費。
- ・ これを前提とし、平成21年3月31日までの間は、人件費相当の420円/日を報酬上評価。
- ・ 以上により、利用者が月に負担する食費の額は、22日利用の場合、約14,300円/月→約5,060円と、約1/3に軽減。

特別対策の概要(平成18年度から3年間で国費1,200億円)

1. 利用者負担の更なる軽減 (平成19年度当初、20年度当初:計240億円)

→ 負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

- ・通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ(1/2 → 1/4)
軽減対象の拡大(収入ベースで概ね600万円まで)
※障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施
- ・入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)

2. 事業者に対する激変緩和措置 (18年度補正:300億円)

→ 日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

- ・旧体系 従前額保障の引上げ(80% → 90%)
※旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設
- ・通所事業者 送迎サービスに対する助成

3. 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (18年度補正:660億円)

→ 直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

- ・小規模作業所等に対する助成
- ・移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成
- ・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

- 障害者自立支援法は、施行後1年半が経過。平成18年12月、改革に伴う軋みに丁寧に対応するため、国費1,200億円の「特別対策」(平成20年度まで)を決定し、利用者負担の更なる軽減や事業者に対する激変緩和措置などを実施。
- 平成20年度予算において、「障害者自立支援法の抜本的な見直し」に向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を実施。

【緊急措置】

「特別対策」で造成した基金の活用を含め満年度ベースで総額310億円 *

〔20年度予算〕 130億円

- ① 利用者負担の見直し(20年7月実施)..... 70億円
 - ・ 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】 (満年度ベースで100億円) *
 - ・ 軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
 - ・ 個人単位を基本とした所得段階区分への見直し【障害者】
- ② 事業者の経営基盤の強化(20年4月実施).....30億円
(「特別対策」の基金の活用を含め180億円) *
- ③ グループホーム等の整備促進(20年度実施).....30億円 *
 - ・ グループホーム等の施設整備に対する助成

平均的な利用者負担率（平成20年度：緊急措置実施後）

- 障害者自立支援法の利用者負担は、最大1割であるが、緊急措置後の平均的な利用者負担率は、概ね3%程度となっている。

居宅サービス	平均約2%	（約18万人）
通所サービス	平均約1%	（約18万人）
入所サービス	平均約5%	（約14万人）
計（全体）	<u>平均約3%</u>	

※ 平成20年度予算〔緊急措置（20年7月施行）〕ベースを満年度したもの。

障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書概要) ※ 抜粋

＜平成19年12月7日 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム＞

○ 利用者負担の在り方

現状と課題

- ・ 「特別対策」により低所得者の負担水準は平均5%を下回っている状況。しかし、食費等の実費負担があるほか、法施行前には低所得者の居宅・通所サービスに利用者負担がほとんど無かったことに比べると、なお負担感。
- ・ 「特別対策」は平成21年3月までの措置であることから、それ以後の取扱いを不安視する声。
- ・ 障害児のいる世帯は課税世帯が約8割であり、その負担感は依然として強い。

緊急に措置すべき事項

＜負担の軽減措置は、平成20年7月に措置済み＞

- ・ 障害児の利用者負担については、負担上限額の軽減対象となっていない課税世帯にも対応。
- ・ 低所得者層の居宅・通所サービスなどの利用者負担については、一層の激変緩和を図るため、更に軽減。
- ・ 負担上限額の段階を区分する所得は、個人単位を基本として見直す。
- ・ 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

3年後見直しに向けて検討を急ぐべき事項

- ・ 利用者負担を支払った後に手許に残る金額については、施設と在宅のバランスに配慮しつつ検討。
- ・ 障害福祉サービス、補装具及び自立支援医療の利用者負担の合算額に上限を設けることについては、医療保険における高額療養費との合算も含めて検討。

支援費制度の費用徴収の仕組み

	支 援 費		児童入所施設 (親等)
	ホームヘルプ	入所・通所施設	
生活保護	0円	0円	0円
市町村民税非課税	0円	53,000円 身体障害者 療護施設 96,000円 ※実収入に応じて	2,200円
市町村民税課税 (均等割課税)	1,100円上限 (50円/30分)		4,500円
市町村民税課税 (所得割課税)	1,600円上限 (100円/30分)		6,600円
所得税課税	2,200円上限 (150円/30分) ～費用全額		9,000円～費用全額
実質的な負担率	約1%		約10%(入所) 約1%(通所)
費用負担をしている者の 比率	約5% (本人)	約90%(入所・本人) 約5%(通所・本人)	約60%

※1 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。

※2 精神障害者社会復帰施設は、負担の仕組みが異なり、食費、施設利用料等の実費については全額自己負担であり、直接サービスに係る負担はない。

医療保険における高額療養費制度について

		医療保険	
制度		高額療養費制度	
概要		利用者負担が一定額を上回った場合、自己負担限度額を超える額が高額療養費として支給される。	
自己負担限度額 ※1	70歳以上の方		自己負担限度額
		外来(個人ごと)	
		現役並み所得者	44,400円
		— 一般※2	12,000円
		低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ ※4
			Ⅰ ※3
		} 8,000円	24,600円
			15,000円
	70歳未満の方	上位所得者 (月収53万円以上)	150,000円 + <医療費> × 1% (83,400円)
		— 一般	80,100円 + <医療費> × 1% (44,400円)
		低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

(注) 健保: 月収53万円以上、国保: 所得600万円超

<参考>

※1 金額は1月あたりの限度額。()内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

※2 70歳以上の一般区分の方については、平成20年4月から62,100円(44,400円)(外来(個人ごと)は24,600円)に見直される予定だったが、高齢者の医療費自己負担増の凍結を踏まえ、平成20~21年度の間、上記の額に据え置かれている。

※3 低所得者Ⅰ…世帯全員が、住民税の課税対象となる各種所得の金額がない等の者(年金収入のみの者の場合、年金受給額80万円以下)

※4 低所得者Ⅱ…住民税非課税の被保険者又はその被扶養者等

自立支援医療に係る自己負担の合算について

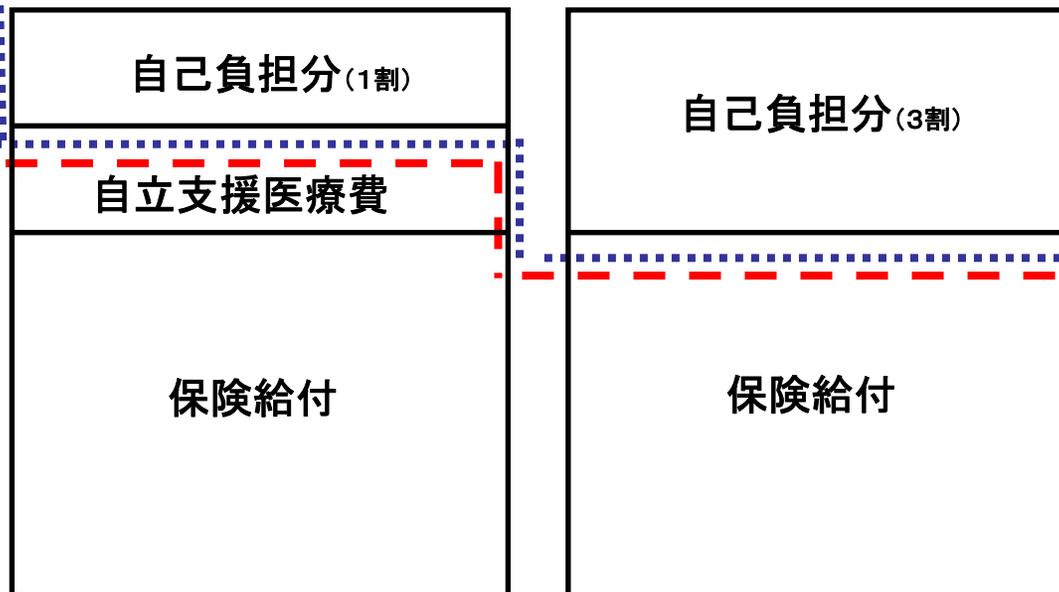
- 自立支援医療の自己負担分は高額療養費及び高額介護合算療養費・高額医療合算介護(予防)サービス費による償還対象となっている。

【高額介護合算療養費】・【高額医療合算介護(予防)サービス費】

(医療保険の世帯で合算し、償還は年単位。)

【高額療養費】

(医療保険の世帯で合算し、償還は月単位)

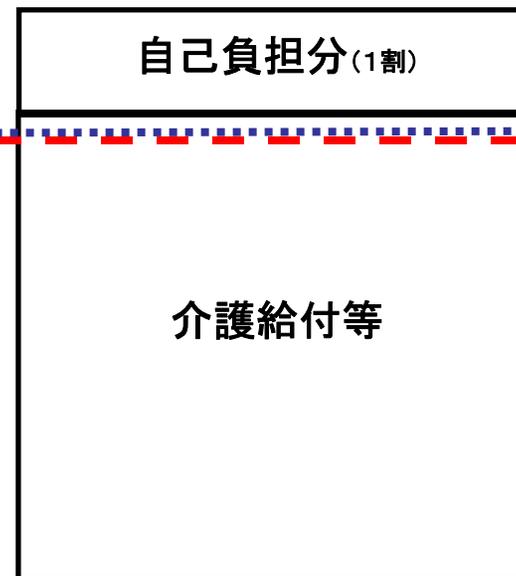


【自立支援医療】

【その他の医療】

【高額介護(予防)サービス費】

(住民票の世帯で合算し、償還は月単位)



【介護サービス】

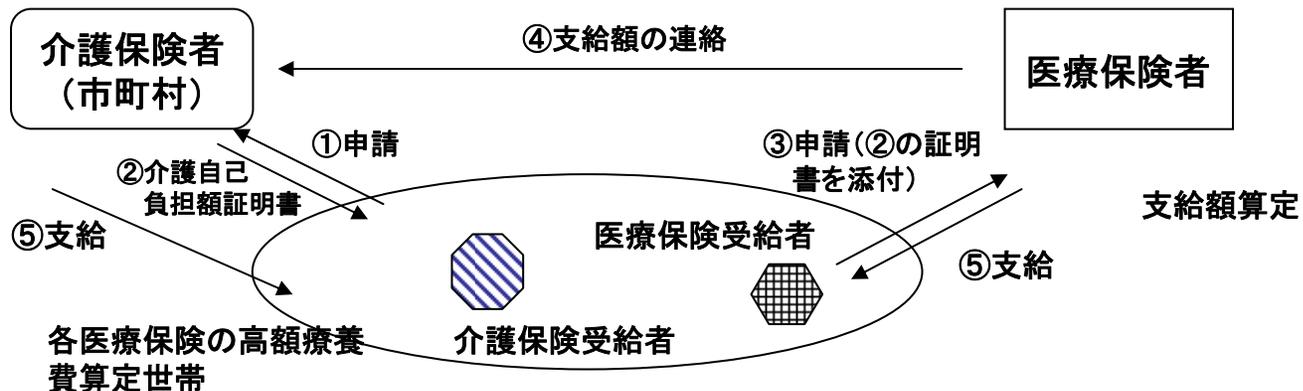
高額医療・高額介護合算制度について

- 1年間(毎年8月1日～翌年7月31日(※1))の医療保険と介護保険における自己負担(※2)の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組みを設ける(平成20年4月施行)。

(制度の基本的枠組み)

- ①対象世帯 医療保険各制度(被用者保険、国保、後期高齢者医療制度等)の世帯に介護保険の受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が、新たに設定する自己負担限度額を超えた場合(※3)に支給する。
- ②限度額 年額56万円を基本とし、医療保険各制度や被保険者の所得・年齢区分ごとの自己負担限度額を踏まえてきめ細かく設定する。
- ③費用負担 医療保険者、介護保険者の双方が、自己負担額の比率に応じて負担し合う。

(制度のイメージ)



- (※1) 国保及び後期高齢者医療制度における所得区分の変更が、8月1日から適用されることを踏まえたもの
- (※2) 食費・居住費及び差額ベッド代等については、別途負担が必要となる(現行の高額療養費・高額介護サービス費等の制度と同様。)
- (※3) 高額医療・高額介護制度の目的は「医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額になる場合に負担を軽減する」ことであるとともに、関係する保険者が複数(2以上)にわたり、それぞれ事務負担及び費用が生じることを踏まえ、(自己負担の合算額－自己負担限度額)が500円以上となる場合に限り、支給するものとする。

高額医療・高額介護合算制度の参考事例

○ 夫婦とも75歳以上(住民税非課税)で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯の場合

(医療サービス) 病院に入院(※)

(介護サービス) 特別養護老人ホームに入所(※)

(年金収入) 夫婦で年間211万円以下(住民税非課税)

自己負担:年間60万円

自己負担:年間31万円

(29万円の軽減)

20年3月まで



自己負担 30万円

医療費の1割負担。
ただし、毎月の負担
の上限あり。
(このケースでは、2
万4600円まで)

自己負担 30万円

介護費の1割負担。
ただし、毎月の負担
の上限あり。
(このケースでは、2
万4600円まで)

20年4月から



医療費と介護費の自己負担
(合計60万円)を支払った後、
各保険者に請求

自己負担限度額(31万円)を
一定程度超えた場合に、当該
超えた額(29万円)を支給



保険者

(※) 療養病床に入院した場合又は特別養護老人ホームに入所した場合にかかる食費・居住費及び差額ベッド代等については、別途負担が必要となる(現行の高額療養費・高額介護サービス費等の制度と同様。)

自己負担限度額設定について

○ 年額56万円(老人医療と介護保険の自己負担を合算した額の分布状況を踏まえて設定)を基本とし、医療保険各制度や所得・年齢区分ごとの自己負担限度額を踏まえてきめ細かく設定。

		後期高齢者医療制度 +介護保険	被用者保険又は国保 +介護保険 (70歳～74歳がいる世帯(※3))	被用者保険又は国保 +介護保険 (70歳未満がいる世帯(※4))
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円 (56万円の約1.20倍(※1・2))	67万円 (62万円の約1.09倍)	126万円 (67万円の約1.88倍)
一 般		<u>56万円</u>	62万円 (56万円の約1.10倍)	67万円 (56万円の約1.20倍)
低所得者	II	31万円 (56万円の約0.55倍)	31万円 (62万円の約0.50倍)	34万円 (67万円の約0.51倍)
	I	19万円 (56万円の約0.34倍)	19万円 (62万円の約0.31倍)	

(※1) $1.20 = 639,900 \div 532,800 =$ (高額療養費制度における現役並み所得者の自己負担限度額(年単位))
 \div (高額療養費制度における一般の自己負担限度額(年単位))

(※2) 算出した額に1万円未満の端数がある場合において、その端数金額が5千円未満であるときはこれを切り捨て、5千円以上であるときはこれを1万円に切り上げる。

(※3・4) 対象となる世帯に、70歳～74歳の者と70歳未満の者が混在する場合には、①まずは70歳～74歳の者に係る自己負担の合算額に、(※3)の区分の自己負担限度額が適用された後、②なお残る負担額と、70歳未満の者に係る自己負担の合算額とを合算した額に、(※4)の区分の自己負担限度額が適用される。

(※5) 初年度の限度額については、別途設定。(平成20年4月～平成21年7月の16ヶ月分)

社会保障国民会議 中間報告について

平成20年1月25日の閣議決定により設置された「社会保障国民会議」が6月にまとめた「中間報告」の中で、各制度個別に設けられている「低所得者特例」について、「制度横断的な簡素で分かりやすい制度」の創設が求められているが、制度の変革にあたっては、「個人レベルでの社会保障の給付と負担を明らかにすることが不可欠であり、ITの活用や社会保障番号制の導入検討を積極的に推進」する必要があるとされている。

社会保障国民会議 中間報告 (抄)

(平成20年6月19日 社会保障国民会議)

3 社会保障の機能強化のための改革

6 セーフティネット機能の強化

② 低所得者対策の制度的改革

現在、医療保険制度、介護保険制度、障害者福祉、児童福祉等々、全ての社会保障制度において、保険料や利用者負担について、いわゆる「低所得者特例」が設けられている。

低所得者にきめの細かい措置を講じること自体は必要なことだが、制度ごとにその基準や考え方がまちまちで手続きも異なっており、さらに制度改正ごとにより複雑なものになっている。

これでは利用者にはその全体像がよくわからないし、果たして本当に十分な措置なのか、社会保障制度全体で考えた時に本当に公平な措置といえるのか、判断できない。

本来の趣旨である「家計に過重な負担をかけない」という原点に立ち戻って、制度横断的な簡素で分かりやすい制度へと改革すべきである。

そのためには、個人レベルでの社会保障の給付と負担を明らかにすることが不可欠であり、ITの活用や社会保障番号制の導入検討を積極的に推進すべきである。